

北海道告示第 10649 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき公金事務取扱者として指定したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 8 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 指定公金事務
弁護士法人ライズ綜合法律事務所
- 2 指定公金事務取扱者の所在地
東京都中央区日本橋 3-9-1 日本橋三丁目スクエア 1 2 階
- 3 指定を受ける公金事務
北海道林業・木材産業改善資金未収金の徴収、収納事務